

長浜市雪寒体制のあり方懇話会開催要領

(設置)

第1条 この要領は、本市における機械除雪や消融雪装置の運用等（以下「雪寒体制」という。）にかかる現状と課題を検証し、多様な視点及び専門的な知識を踏まえた意見又は助言を求め、その内容を今後の雪寒体制に反映することで、本市の雪寒体制を持続可能なものとするため、長浜市雪寒体制のあり方懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することについて、必要な事項を定める。

(意見を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は次のとおりとする。

- (1) 本市の雪寒体制の公正、公平かつ効率的、効果的、経済的な実施に向けた望ましいあり方に関する事項
- (2) 前号の事項を実現するための具体的な方策に関する事項
- (3) その他雪寒体制の望ましいあり方を実現することに関し、市長が意見を求める必要があると認める事項

(構成)

第3条 懇話会は次に挙げるもので構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者又は関係団体の推薦を受けた者
- (3) その他市長が適当と認める者

(運営)

第4条 懇話会の参加者は、その互選により懇話会の進行役を務める座長を定めるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提供を求めることが出来る。

(開催期間)

第5条 懇話会の開催期間は、平成30年3月31日までとする。

(参加者への謝礼)

第6条 参加者への謝礼については、長浜市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年長浜市条例第39条）に準じて支払うものとする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、都市建設部道路河川課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

この要領は、平成28年6月27日から施行する。